

令和8年度世増ダム水質分析調査補助業務仕様書

1 趣旨

本業務は、令和8年度の公共用水域水質測定計画に基づく調査のうち、世増ダム貯水池（L-26）における検体採取業務を委託することにより、当該業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 履行期間及び業務実施回数

履行期間は、契約日から令和8年12月15日までとする。

検体採取業務は、履行期間内に6回実施するものとし、実施日は委託者が指定する。

なお、天候不良等により採水実施が困難な場合は、受託者が速やかに委託者へ報告し、その後の対応について協議するものとする。

3 業務内容

(1) 採水地点及び実施回数

受託者は、次の水域及び採水地点において検体採取を実施するものとする。

水域	採水地点	実施回数
世増ダム貯水池 (青森県八戸市南郷大字島守)	世増ダム内1地点（別図参照） 〔表層・中層・下層〕	年6回 (実施予定日:5/12、6/2、7/7、 8/4、9/1、10/6) ※実施日は委託者が指定する

(2) 検体採取作業

受託者は、採水地点において、表層・中層・下層の各層から検体を採取し、試薬添加による溶存酸素（DO）固定作業及び検体搬送までの一連の作業を実施するものとする。

(3) 検体採取方法

試薬の添加（DO固定作業）及び検体採取方法は、次によるものとするほか、特に定める必要がある場合は、委託者が別途指示するものとする。

- ・日本産業規格K0102-1 21 溶存酸素
- ・「水質調査方法」（昭和46年9月30日付け環水管第30号）
- ・日本産業規格K0094「工業用水・工場排水の試料採取方法」

(4) 採水項目及び検体数

採水項目及び検体数は別表1に定めるところによる。

ただし、委託者の都合により、項目及び検体数を変更する場合がある。

(5) 検体及び採取容器

採取容器は、採水当日までに、委託者が指定する場所へ受託者が受け取りに行くものとする。なお、受取時間については、委託者が別途指示する。

また、採水終了後、受託者は検体を委託者が指定する場所まで速やかに搬送し、受け渡すものとする。

(6) 採水結果の報告

ア 報告書の内容

受託者は、以下の内容を記載した報告書を提出すること。

- ・カラー写真（遠景、近景、採取試料、サンプリング時）
- ・採水野帳（採取年月日、採取時間、天候、気温、水温、採取位置、採取水深、全水深、透明度、流況、外観、臭気、前日までの降雨状況（様式1））
- ・その他参考となる事項

イ 委託者への報告

（ア）受託者は、検体受け渡しの際、前項アに定める採水野帳（当日の採水時の状況を記録したもの）を併せて受け渡すものとする。

（イ）前項アに定める報告書は、業務終了後2週間以内に、電子ファイルにより委託者へ提出するものとする。なお、形式等の詳細については、委託者が別途指示する。

（7）再採水の指示

分析結果が平常時と異なる値となった場合、委託者はその原因等を検討し、協議の上、受託者に対して再採水等を指示することができるものとする。

再採水に要した費用については、委託者及び受託者で協議し決定する。

4 成果品

成果品は、3（6）イの報告書を取りまとめたものとし、電子媒体により委託者に1部提出するものとする。

5 その他

（1）業務を円滑に進めるため、受託者は事前に委託者と業務に係る打ち合わせを行うものとする。

なお、打ち合わせの日時等については別途協議するものとする。

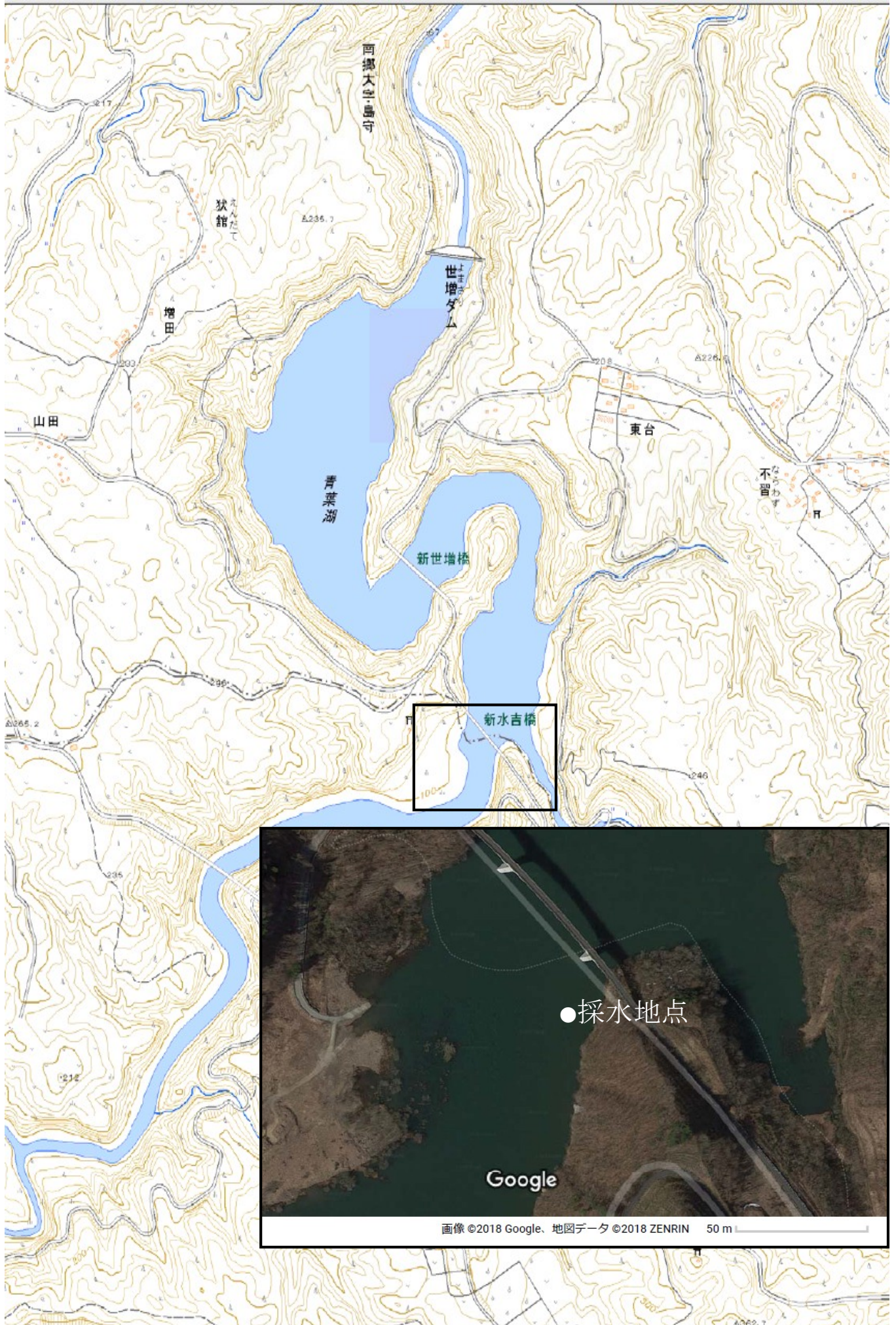
（2）船、採水器及び救命胴衣等、採水作業に必要な機材及び物品は、受託者が準備するものとする。

ただし、採水容器、検体搬送用クーラーボックス及び保冷剤は、委託者が準備する。

（3）当該ダム管理者との事業手続きは、委託者において実施する。

（4）採水当日の現地状況により採水実施の可否判断が困難な場合は、受託者はその状況を委託者に報告し、協議の上、対応を決定するものとする。

（5）この仕様書に定めるもののほか、委託業務について必要な事項は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。



別表1

公共用水域水質分析項目	検体数
pH	18
DO	18
COD	18
SS	18
大腸菌数	6
全窒素	6
全磷	6
全亜鉛	12
ノニルフェノール	12
LAS	12
クロロフィル-a	6
プランクトン（優占種）	6
総合計	138